

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 令和2年6月11日(木) 本会議終了後

○場 所 議場

○協議事項

- (1) 議案第13号 塩尻市総合体育館の指定管理者の指定について
- (2) 議案第14号、議案第15号 財産の取得について
- (3) その他

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	丸山	寿子	君	委員	樋口	千代子	君
委員	赤羽	誠治	君	委員	平間	正治	君
委員	小澤	彰一	君	委員	篠原	敏宏	君
委員	中野	重則	君	委員	横沢	英一	君
委員	西條	富雄	君	委員	青柳	充茂	君
委員	金子	勝寿	君	委員	牧野	直樹	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	中村	努	君
委員	柴田	博	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君
市民交流センター・生涯学習部長	赤津	光晴	君
スポーツ推進課長	田下	高秋	君
スポーツ推進係長	高谷	和則	君
新体育館建設プロジェクト係長	佐々木	高史	君
新体育館建設プロジェクト主任	中田	健太郎	君

○議会事務局職員

事務局長	小松	秀典	君	事務局次長	赤津	廣子	君
議事総務係長	佐原	守	君				

午後1時13分 開会

○**委員長** 本会議終了後の大変お疲れのところ、御苦勞さまでございます。ただいまから6月定例会新体育館に関する特別委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。

この際、申し上げます。審査に関する発言につきましては、委員、職員共に自席で全てマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

それでは、理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○**副市長** 本会議の終了後、委員会をお開きいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げてごさいます総合体育館の指定管理者の指定ほか、議案につきましてよろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○**委員長** それでは、審査に入ります。当特別委員会に付託された議案は委員会付託案件表に記載のとおりです。なお、発言に際しては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。

(1) 議案第13号 塩尻市総合体育館の指定管理者の指定について

○**委員長** それでは、議案第13号塩尻市総合体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** よろしく申し上げます。それでは、議案第13号塩尻市総合体育館の指定管理者の指定について議案関係資料38ページをお願いします。

提案理由は、塩尻市総合体育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

概要は、まず(1)施設の名称は塩尻市総合体育館、(2)施設所在地は、塩尻市大字広丘郷原1657番地2となります。(3)指定の相手方は、ミズノ・アシスト&ソリューショングループとなり、代表者が美津濃株式会社、構成員がミズノスポーツサービス株式会社及び株式会社アシスト&ソリューションとなります。(4)指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

それでは、選定の経過を御説明します。指定管理者の公募を行ったところ、3者から参加表明の提出を受けました。審査は、指定管理者選定審査・評価委員会が行い、一次審査は4月7日に開催しました。提案書を審査した結果、参加いただいた3者を二次審査の対象と決定いただいたものです。二次審査は、新型コロナウイルスの首都圏等の緊急事態宣言を受け、当初予定していた4月21日開催を延期し5月18日に実施しました。プレゼンテーションとヒアリングは、直接対面し実施する予定でしたが、県境を越えた移動とならないようオンラインにより実施しました。審査の結果、ミズノ・アシスト&ソリューショングループを優先交渉権者に決定しました。

指定管理料は、議案第18号で別途委員会付託をされておりますが、令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)の冊子4ページ第2表の債務負担行為補正を御確認ください。塩尻市総合体育館指定管理として、令和3年度から令和7年度までの5年間の限度額として、4億9,920万円の補正をお願いしております。内訳としては、令和3年度1億192万円、令和4年度1億88万円、令和5年度9,984万円、令和6年度9,880万円、令和7年度

9,776万円となります。

また、前回の特別委員会において御意見をいただいた、指定管理公募者となった者の提案内容の特別委員会への説明については、新型コロナウイルスの感染状況や首都圏との往来の自粛要請の状況、また3密とならない会場でスクリーンに投影して説明できる環境、例えばえんぱーくの一の多目的ホールで開催するなど、今後具体的に検討したいと考えております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。ただいまの説明について、質問、意見のある方はお願いします。

○中村努委員 以前、全員協議会で、このプロポーザルに参加された方がどのような提案をしたかとの質問をしたのですが、企業秘密と関わるため業者の選定が終わってから、選定された者については説明できるとの話でした。先程、後ほどえんぱーくで説明があるとのことですが、端的にこの業者のどういったところに提案があって、どのような評価があったのかを教えてください。

○スポーツ推進課長 本グループが審査委員会で選定された理由は、提案内容が地元との連携により安定した管理運営が期待できること。2つ目は、独自提案や運営計画に魅力的なものが多数あり、質の高いサービスが期待できること。3つ目は、ミズノグループということもあり、トップアスリートを招いたクリニックの開催や指導者の育成も期待できること。4つ目は、トレーニングルームの効果的活用が期待できること。この辺りが、やはり提案内容が優れており選定に至ったと、委員会から公表していただいています。

○中村努委員 分かりました。ぜひ今後詳細について画面等を使って分かりやすく説明していただきたいと思えます。もう一点、この代表者と構成員の2者のそれぞれの関係性とか役割分担とか、その辺が分かればお願いします。

○スポーツ推進課長 代表となる美津濃株式会社は総括的な部分を担当し、構成員のミズノスポーツサービス株式会社は実際のスタッフ、運動系の有資格者とか、そういったスタッフとノウハウを主に担当していただくもの、最後の株式会社アシスト&ソリューションは、ビルメンテナンスを主に担当していただくということで役割分担がされています。

○委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第13号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第13号塩尻市総合体育館の指定管理者の指定については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

(2) 議案第14号、第15号 財産の取得について

○**委員長** 議案第 14 号、議案第 15 号財産の取得について一括議題といたします。説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** それでは、議案第 14 号財産の取得について、まず御説明をさせていただきます。議案関係資料 39 ページをお願いします。

提案理由は、塩尻市総合体育館に設置する備品を買い入れるため、その財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要は、(1) 取得財産として、塩尻市総合体育館備品、移動式バスケットボール等 38 点です。この 38 点は、バスケットボールの試合を実施するために必要となる備品です。(2) 取得の金額は、3,542 万円となり、(3) 取得の相手方は、株式会社本久塩尻事業所です。

続きまして、議案第 15 号財産の取得について、議案関係資料 40 ページをお願いします。

提案理由は、議案第 14 号と同じ理由です。

概要は、(1) 取得財産として、塩尻市総合体育館備品、卓球台等 514 点です。この 514 点は、卓球・バドミントン・ソフトテニス・フットサルの試合を実施するために必要となる備品です。(2) 取得の金額は、2,651 万円となり、(3) 取得の相手方は、株式会社本久塩尻事業所です。

議案第 14 号及び 15 号は、製造メーカーから新型コロナウイルスの影響により部品の調達の先行きが不透明となったため、これまで以上に納入に時間を要すると情報を受け、開館までに間に合うよう早期に発注したものです。入札は、4 月 21 日に塩尻市に入札参加資格があり、スポーツ用具の区分に登録のある市内業者がそれぞれ入札を行い、結果、同一業者が落札し、仮契約を締結しました。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。ただいまの説明について質問、意見のある方はお願いします。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、一括して採決を行います。議案第 14 号、第 15 号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第 14 号、第 15 号財産の取得については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

(3) その他

○**委員長** この際、申し上げます。スポーツ推進課長から発言を求められているので、これを許します。

○**スポーツ推進課長** 前回、3 月 19 日に開催いただいた新体育館に関する特別委員会において、次回の特別委員会において報告するよう求められた事項について御報告します。

いずれも、塩尻市総合体育館条例の内容となります。1 点目は、条例第 6 条において利用時間は午後 9 時まで

となっているが、この利用時間には片づけの時間を含むのかとの御質問でした。この利用時間は、利用者が利用できる時間となり、当然競技に使用した備品等の片づけを含みます。

2点目は、条例第8条の入館及び利用の制限に関連し、入れ墨をした方の入館制限についてです。地方自治法第244条に公の施設について定められており、同条第2項に、普通地方公共団体は、正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないと規定されています。また、同じく第3項では、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないと規定されています。このことから、入れ墨を理由に施設の利用を制限することはできないものと解されているということで、御報告します。以上です。

○委員長 ただいま報告を受けましたが、質問、意見のある方は、どうぞ発言をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、以上で当特別委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、御提案を申しあげました案件について原案どおりお認めいただき、大変ありがとうございます。これから、指定管理者の基本協定を締結する段になってまいります。御説明をお聞きいただきまして、御意見、御要望を賜って、しっかりした運用に努めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○委員長 以上をもって、新体育館に関する特別委員会を閉会します。御苦労さまでした。

午後1時28分 閉会

令和2年6月11日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印